

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和3年11月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
高槻市紺屋町1202番
松坂屋高槻店
- 2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日
令和3年6月10日（令和3年大阪府告示第856号）
- 3 高槻市の意見の概要
 - (1) 高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例及び高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例を遵守すること。
 - (2) 屋外広告物法及び高槻市屋外広告物条例を遵守すること。
 - (3) 屋外広告物のデザインは、周辺環境との調和を図ること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和3年11月1日から同年12月1日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
高槻市桃園町2番1号
高槻市街にぎわい部産業振興課及び総務部法務ガバナンス室